平成２４年（フ）第１５５号
北九州市小倉北区上到津３丁目10番21―105号
債務者　永松　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５８号
北九州市八幡西区萩原２丁目１番３―302号
債務者　田中　美佳（旧姓副田）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６８号
福岡県北九州市小倉南区葛原本町５丁目13番10―301号
債務者　田中ツヨミ
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８号
盛岡市肴町13番29号
債務者　戸田　愛子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４０号
盛岡市みたけ５丁目８番12号、旧住所盛岡市月が丘３丁目32番39号　メゾンドルミエール201号
債務者　瀧田　正人
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４５号
岩手県花巻市北湯口第10地割42番地
債務者　千葉セイ子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０８号
大阪市生野区田島５丁目13番29号
債務者　玉川秀子こと　申　　秀子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目22番13号パークハイツ203号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目16番21―310号
債務者　佐野　吉一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３２号
大阪市住之江区御崎６丁目16番８―402号
債務者　小川　晶子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８８号
大阪市都島区大東町２丁目10番25号
債務者　大野　光子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９９号
大阪府門真市千石西町11番34―302号
債務者　仲村　正一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０３号
大阪府豊中市柴原町１丁目８番43―104号
債務者　高瀬真佐美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２０号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番８―401号
債務者　山中　　清
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３２号
大阪市北区同心２丁目２番19―602号
債務者　湯田　賢位
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３５号
大阪府守口市大宮通２丁目17番４号
債務者　渡辺　　平
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４０号
大阪市淀川区新北野１丁目12番10―505号、前住所大阪市淀川区野中北１丁目４番41―222号
債務者　吉田　　守
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４１号
大阪市東成区玉津３丁目11番28―502号
債務者　江口　謙蔵
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４２号
大阪市東成区玉津３丁目11番28―502号
債務者　江口　静子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部